



2026. 2. 20 (No.207)
 東京公害患者と家族の会
 文京区大塚4-2-11
 恩田ビル304
 TEL03-6912-1656 FAX03-6304-1418
 ぜん息110番
 03-6912-1657



2月4日(水)9時30分
 から裁判所前で集会が行
 なれました。寒さが厳し
 い朝でしたが、緊張のせい
 寒さも感じませんでした。
 当日は20名の原告が参加、
 百名以上の方が傍聴券を
 求めて並びました。

全国大気汚染公害訴訟第一回

全国大気汚染公害裁判口頭弁論行なう

大変申し訳ありません
 した。
11時から開廷!
 緊張の中迎えた第一回目の
 裁判では、最初に原告3名
 が被害の訴えをしました。

- ①東京 石川牧子②神奈川 鴨原三重子③千葉 浜島 稔がそれぞれの体験を訴えました。①ぜん息の苦しさや医療費負担の苦しさを
- ②小児喘息で差別された
- ③ 親元を離れての療養生活の体験を語りました。
- ④ 家族全員がぜん息を発症するほど大気汚染の激甚な所に住んでいた体験も語られました。
- ⑤ 弁護団の意見陳述
- ⑥ 原告らが被った深刻な被害と本訴訟の意義(小林容子弁護士)
2. 本件地域における主要な汚染源は自動車排ガスである。(雪竹奈緒弁護士)
3. 発病の因果関係 (西村隆雄弁護士)
4. 被告国の公害責任 (原希世巳弁護士)
5. 被告メーカーらの公害責任(長谷川拓也弁護士)

原告団入廷行動



入廷行動をする原告のみなさん

10時には原告団(写真左)は裁判所のロビーに移動して開廷を待ちました。
 10時から傍聴券を求めて原告以外の方は、寒い中を並んでいただきました。傍聴券は45ほどで半数の人しか傍聴できないのは、寒い中を並んでいただいた方には



裁判後の報告をする原弁護士

これからの裁判期日
 第2回裁判
 5月27日(水)14時
 第3回裁判
 9月16日(水)14時

これからの予定とお知らせ

- 赤字 最重要行動
 青字 役員・幹事
- 3月
 1日(日) 患者会幹事会 14:00~
 3日(火) メディア連絡会 10:30~
 10日(火) 東京弁護士会 10:00~
 11日(水) 東京あおぞら連絡会常任理事会 12:00~
 12日(木) 第17階道路連絡会 13:00~
 16日(月) 東京民医連定期協議 10:00~
 19日(木) 大気連 11:00~
 全国大気汚染公害訴訟弁護団会議 13:30~
 26日(木) ユズリハ発送 10:00~
 まちづくり委員会 13:00~
 27日(金) 原告団事務局会議 10:30~
- 4月
 5日(日) 患者会幹事会 14:00~
 16日(木) 患者会合同総会 14:00~

2026年合同総会のお知らせ

日時 4月16日(木) 14:00~
 会場 林野会館604号室

やっと春の兆しが見え始めた今日この頃ですが、会員の皆様に置かれては、いかがお過ごしでしょうか。今年も例年の様に春に総会を開催致します。昨年6月に責任裁定が下され、7月に「全国大気汚染公害訴訟」の裁判提訴とあわせて、裁判への対策に追われて参りました。本総会では裁判の意義や展望について触れ、みなさまのご意見等を賜りたいと存じます。出席が難しい方は同封の委任状の返送をお願いいたします。

アクセス 最寄駅

茗荷谷駅から/徒歩8分(620m) 新大塚駅から/徒歩9分(700m)
 護国寺駅から/徒歩12分(910m) 大塚駅から徒歩 20分



医療券更新手続き忘れずに!

誕生日が近づいたら注意

2年に一度、お誕生月の2か月前には、更新手続きのための書類が送られてきます。書類が届いたらできるだけ早く手続きをしてください。

- 更新を忘れると「失効」します。医療費が全て自己負担になります。
- かかりつけの医師に、主治医診断書を書いてもらう。
- 保険証のコピーを忘れずに。
- わからない場合は、遠慮なく患者会に連絡してください。

第17回道路連絡会

日時 3月12日(木) 13:00~16:30
 会場 板橋カレッジ ホール
 ※ 年1回の連絡会です。傍聴できます。



今年の総行動の旗開きは、大塚の労働会館7階のラパスホールで行なわれました。18時開会です。被害者団体ノーモアミナマタ訴訟団団長の岩崎さん(写真左)が、熊本県からお出でになり、開会の挨拶をされました。地道な要請の積み重ねによる、ミナマタ病患者救済の法案も、数日前に行なわれた衆議院議員選挙により多くの賛同議員が議席を失い、取り組みのし直しを余儀なくされましたが、力強い抱負の挨拶に私たちも励まされました。

まずは食えることから。今回の料理は各団体の女性有志により、手作りの料理が提供されました。コロナ禍前は、四ツ谷のプラザエフで華々しく行なわれていました。数年間旗開きを自粛している間に、参加者の減少や物価の高騰により、前の様には行なえないものの、ささやかな手作りでもう一度様々な団体が一同に集えるのは嬉しいものです。



総行動旗開きラパスホール

全国公害被害者総行動新年を祝う旗開き



恒例の獅子舞も楽しく、新年といえは獅子舞ですが、今年は荒馬座の獅子舞を見ることができました。お囃子も生演奏で本格的です。

楽しい交流も

飲食を共にすると交流も深まり、和やかな雰囲気、主催者の増田事務局長と大越事務局次長も胸をなでおろしておられました。後半は、各被害者団体が現在の取り組みなどを報告しました。私たち大気汚

患者会旅行会のお知らせ

今年は一泊バス旅行を企画致しました。のんびり温泉にあって、美味しい物を頂いて英気を養ったら、みんなでまたガンバロ~!

※ 旅行案内同封しました。



染公害(写真左)も、壇上で報告をしました。

東京都制度問題連絡会

2月10日(火)1時30分、東京都第2庁舎10階会議室にて、2007年に解決した東京大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく「制度問題連絡会」が約20名の参加で行なわれました。

未来永劫の言葉

冒頭、西村弁護士(写真左)から、制度改悪について議論をする中、当時制度を主管していた知事本局から「本制度は未来永劫に継続する」との回答があったが、現在もその旨は変わらないものと考えるが、如何かと質問をしました。白川真弓課長から現在もその旨は変わらず引き継いでい



るとの回答に、会場の参加者からは安堵の息がもれました。

職員総入れ替えだが

去年の連絡会後に課長はじめ担当者が全て移動になりました。現在は福祉保健局から保健医療局になり、白川課長はじめ6名の

職員が出席しました。

初めて聴く被害の訴え

当日は進藤光子(写真右)、石川牧子(写真左)の2名が被害について訴えました。進藤さんは、娘の里江さんが小児ぜん息に罹患し、幼い娘が苦しむ姿に胸を痛めました。小学校のときは親元を離れて療養生活を続けました。都の助成制度の認定を受けられたことは



何より助かりました。都の助成制度が新規の受付を終了してから母親の光子さんはぜん息を発症しました。年金生活の中から医療費負担をするのは大変です。石川からは、20歳の頃発症したぜん息は、日を追うごとに悪化の一途をたどり、病気の苦しみと医療費負担に追いつめられた経験と医療費助成の意義について語りました。現在は新薬の注射により、長い間の苦しみから解放されたことや患者には助成制度がいかに切実に必要であるかを伝えました。

これからの参考にしたい

白川課長はじめ出席した職員は、ぜん息という病気がそこまで深刻な状態をもたらすことを初めて知った様子でした。二人の被害を綴った文章を参考にしたいので頂きたいと求められました。国への要請時に使

都外からも参加

神奈川から参加された国師さん(写真左)は子どもと奥さんの二人が世田谷の環八沿いに住んでいた時にぜん息を発症し、空気の悪い所へと転居しました。妻が都の助成制度からはずれ、現在は新薬の注射を自己負担で続けていると訴えました。新しく出た生物性製剤は効果が高いが、薬価も高い。自己負担で使



い続けるのはかなりの負担です。その他は18歳までの子どもはぜん息医療費助成は18際になると打ち切られます。3割の方が重症のまま制度から外されます。何とかしたいと訴えました。